

回送運行許可事業者に対する行政処分等基準

平成25年1月23日

北技管第77号

一部改正 平成28年4月1日

一部改正 令和3年4月1日

一部改正 令和4年4月22日

1. 通則

- (1) 本通達において回送運行許可事業者（以下「事業者」という。）とは、自動車の回送を業とする者で法第36条の2第1項の規定に基づき北海道運輸局長の許可（以下単に「許可」という。）を受けたものをいう。
- (2) 行政処分の種類は、許可の取消し並びに回送運行許可証及び回送運行許可番号標（以下「許可証等」という。）の全部又は一部の返納とする。なお、これに至らないものは文書警告とし、行政処分と文書警告をあわせたものを「行政処分等」という。
- (3) 本通達における「初違反」とは、別表に掲げる違反行為の類型に該当する事実（以下「違反行為」という。）が確認された事業者の営業所（以下「違反営業所」という。）において、当該違反行為が確認された日から過去3年以内に行政処分等（当該違反行為と同一の違反行為の類型に係るものに限る。）を受けていない場合をいう。
- (4) 本通達における「再違反」とは、違反営業所において、違反行為が確認された日から過去3年以内に行政処分等（当該違反行為と同一の違反行為の類型に係るものに限る。）を受けた回数が1回である場合をいう。
- (5) 本通達における「再々違反以上の累違反」とは、違反営業所において、違反行為が確認された日から過去3年以内に行政処分等（当該違反行為と同一の違反行為の類型に係るものに限る。）を受けた回数が2回以上である場合をいう。
- (6) 初違反、再違反及び再々違反以上の累違反については、別表に掲げる違反行為の類型に応じた行政処分等の基準点数（以下「違反点数」という。）を営業所及び事業者を単位として付与し、それぞれ累計するものとする。
- (7) 営業所及び事業者に付与された違反点数は、当該営業所又は当該事業者が行政処分等を受けた日から3年を経過する日をもって消滅するものとする。

ただし、行政処分等を受けた営業所が、次のいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分等を受けた日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

 - ① 当該行政処分等を受けた日の過去2年間に於いて他に行政処分等を受けていないこと。
 - ② 当該行政処分等に伴って改善を指導された事項等が確実に履行されていること。
- (8) 許可の有効期間の満了の日又は事業の廃止の届出を行った日の後3年以内に事業者が新たな許可を受けた場合において、従前の許可の有効期間内に行われた違反行為が確認された場合は、当該違反行為が確認された日をもって違反点数を付し、それぞれ累計することとする。

- (9) 行政処分等は、営業所及び事業者を単位として付与し、それぞれ累計された違反点数に応じて、別表に掲げる内容の行政処分等を行うものとする。
- (10) 許可証等の一部の返納を命令しようとする場合において、1組未満の端数が生じた場合は、切り上げにより返納させることとする。
- (11) 法第36条の2第9項に規定する回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与を行わない期間は、営業所単位に付与・累計された違反点数に応じ、別表に掲げる期間を定める。
- (12) 行政処分等を行う場合は、原則として、事業者を運輸支局又は運輸局に呼び出して事業の改善について指導を行うとともに、当該指導を受けた事業の改善状況について、行政処分等を行った日から1ヶ月以内の期限を定めて報告させる。
- (13) 許可証等の一部の返納を命令しようとする場合において、監査の日から当該処分が行われる日までの間に、事業者が違反営業所から他の営業所に許可証等を移動した場合（(14)イに掲げる場合を除く。）は、違反営業所及び許可証等を移動した営業所に違反があったものとして取り扱うものとする。
- (14) 許可証等の一部の返納を命令しようとする場合において、監査の日から当該処分が行われる日までの間に、事業者が違反営業所を廃止した場合には、次に掲げる営業所に違反行為があったものとして取り扱うものとする。
- イ 事業者が違反営業所を廃止し、他の営業所に許可証等を移動した場合は、廃止営業所から許可証等を移動した営業所。
- ロ 同一の運輸支局の管轄において、事業者が廃止した違反営業所の他に営業所を設置している場合（イに掲げる場合を除く。）は、他の営業所のうち廃止された違反営業所に最寄りの営業所。
- ハ 北海道運輸局内において、事業者が廃止した違反営業所の他に営業所を設置している場合（イ及びロに掲げる場合を除く）は、他の営業所のうち廃止された違反営業所に最寄りの営業所。

2. 事業者に対し行政処分等を行うべき法第36条の2第8項第1号から第3号までに規定する違反事項の具体的内容については、次のとおりとする。

(1) 別表法第36条の2第8項第1号関係

- ① 許可を受けた者以外に回送運行許可証又は回送運行許可番号標を利用させた場合。
- ② 回送運行許可証の交付を受けた営業所以外の営業所に回送運行許可証又は回送運行許可番号標を利用させた場合。
- ③ 自ら回送自動車以外の自動車に回送運行許可証又は回送運行許可番号標を利用した場合。
- ④ 管理不適切が原因で第三者に回送運行許可証又は回送運行許可番号標を利用された場合。

(2) 別表法第36条の2第8項第2号関係

回送運行許可証に記載された回送の目的と異なる回送を行った場合。

(3) 別表法第36条の2第8項第3号の欄1. 関係

- ① 保安基準に適合しない回送自動車を運行の用に供した場合。
- ② 回送運行許可証若しくは回送運行許可番号標の表示又は回送運行許可番号標の後面表示省略を行う者を特定する表示等をせず回送自動車を運行の用に供した場合。

(4) 別表法第36条の2第8項第3号の欄2. 関係

- ① 回送運行許可番号標管理責任者を選任していなかった場合。
- ② 回送運行許可証及び回送運行許可番号標を管理簿等に記載せず、適切に管理しなかった場合。
- ③ 許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取り消しを受けた場合は取り消しの日、廃止の届出を行った場合は、届出の日）後6ヶ月間保管しておらず、運輸支局の求めに応じて提示しなかった場合。

(5) 別表法第36条の2第8項第3号の欄3. 関係

自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取り消しを受けた場合は取り消しの日、廃止の届出を行った場合は、届出の日）後6ヶ月間保管しておらず、運輸支局の求めに応じて提示しなかった場合。

(6) 別表法第36条の2第8項第3号の欄4. 関係

- ① 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更したにも関わらず、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出しなかった場合。
- ② 営業所の名称及び所在地を変更したにも関わらず、延滞なく、その旨を記載した書面を提出しなかった場合。
- ③ 事業を廃止したにも関わらず、延滞なく、その旨を記載した書面を提出しなかった場合。
- ④ 取扱内規を変更したにも関わらず、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出しなかった場合。
- ⑤ 回送運行許可番号標管理責任者を変更したにも関わらず、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出しなかった場合。

(7) 別表法第36条の2第8項第3号の欄5. 関係

回送運行に関する業務について、北海道運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行わなかった場合。

(8) 別表法第36条の2第8項第3号の欄6. 関係

- ① 懈怠又は故意により、許可証等の返納をしなかった場合。
- ② 管理不適切等の理由により許可証等を紛失し、これにより返納し得ない場合。
- ③ 条文中「正当な理由」とは次により判断する。
 - ・ 期間満了日直前の回送運行において長距離の回送を行っていた等の正当な事由がある場合。

・天災及びその他のやむを得ない事由がある場合。

- ④ 事業者が回送運行許可番号標を紛失した場合において、当該番号標について無効の公示を行った場合には、当該公示の日をもって有効期間が満了した日として取り扱う。

附 則

(適用時期)

- 1 この処分基準は、平成25年2月1日の行政処分等から施行する。
- 2 平成14年7月1日付け「自動車回送運行許可事業者行政処分基準要領（北達第26号）」については、平成25年1月31日付けで廃止する。なお、当該要領で付した違反点数は、要領の廃止とともに消滅する。
- 3 この処分基準は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日までに許可を受けた事業者に対しては、2.（3）から（7）までの規定は適用しない。
- 4 この処分基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この処分基準は、令和4年4月22日から施行する。

違反行為ごとの行政処分基準

適用事項	違反行為の類型	事項	基準点数		
			初違反	再違反	再々違反
法第36条の2 第8項第1号	回送運行許可又は回送運行許可番号標が回送自動車以外の自動車のために利用されたとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
法第36条の2 第8項第2号	回送運行許可証に記載された回送の目的に従わないで回送自動車を運行の用に供したとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
法第36条の2 第8項第3号	1. 法及び法に基づく命令の規定を遵守せず回送自動車を運行の用に供したとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	2. 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守せず、回送運行許可番号標管理責任者を選任せず、適切に管理しなかったとき又は、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取り消しを受けた場合は取り消しの日、廃止の届出を行った場合は届出の日）後6ヶ月間保管しておらず、運輸支局の求めに応じて提示しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	3. 自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取り消しを受けた場合は取り消しの日、廃止の届出を行った場合は届出の日）後6ヶ月間保管しておらず、運輸支局の求めに応じて提示しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	4. 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合、遅延なく、その旨を記載した書面を提出しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	5. 回送運行に関する業務について、運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行わなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	6. 正当な理由がないのに、回送運行許可許可証の有効期間満了後5日以内に、当該回送運行許可証及び回送運行許可番号標を運輸局長に返納しなかったとき。	①懈怠又は故意により5日以内に返納しなかった場合	1点	2点	3点
		②管理不適切等により許可証等を紛失し、これにより返納し得ない場合。	2点	4点	6点
	7. 許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課すこととならない範囲において付された条件に違反したとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
行政処分等の内容			付与・累計された違反点数		
回送運行許可取り消し			20点		
違反営業所の許可証等の全部返納及び6ヶ月間の交付・貸与の停止			15～19点		
違反営業所の許可証等の50%返納及び3ヶ月間の交付・貸与の停止			11～14点		
違反営業所の許可証等の20%返納及び2ヶ月間の交付・貸与の停止			7～10点		
違反営業所の許可証等の1組返納及び1ヶ月間の交付・貸与の停止			4～6点		
文書警告			1～3点		